

「介護相談窓口 通信」 2020年2月号

※豆知識(高齢者施設について⑤)※

今回は、高齢者施設の中の「グループホーム」についてお届けします。
グループホームは「認知症」という診断を受けた要支援2以上の方が入居する施設になります。正式名称を「認知症対応型共同生活介護」と言い、認知症の診断を受けた方が共同生活を送る施設です。本来は、認知症がある元気な方が対象で、一緒に料理や洗濯、買い物などを行い、生活する施設です。しかし、ご入居の方の認知症の進行などにより、一緒に家事等ができなくなり、介護ヘルパーが実施している施設もあります。
このグループホームでは、共同生活ができなくなり重度になると、特別養護老人ホームへ転所する方もあります。施設によっては、最期の看取りまで対応している所もありますので入居の際には確認をして下さい。
入所を検討される場合には、「認知症の診断」が必要になりますので、必ず病院で診断を受けて下さい。

「介護相談窓口」では、高齢者施設の資料もご用意しております。 【介護アドバイザー 湯浅美佐子】

大阪市立大学、大阪教育大学、和歌山大学、積水ハウス株式会社が共同で
「介護相談窓口」開設！

場 所:大阪市立大学杉本キャンパス 1号館1階
女性研究者支援室(研究支援課分室)
(大阪市住吉区杉本3-3-138)

利用対象:連携機関の研究者、大学院生等

メール:f-soudan@ado.osaka-cu.ac.jp

電話:06-6605-3455

相談窓口HP:<http://www.wlb.osaka-cu.ac.jp/effort/assistance-service/>

※個別の相談には予約が必要です。まずはお電話またはメールにて
お問合せ・ご予約ください。相談は面談やお電話、メールで対応します。

介護相談室利用可能日

時間:各日10:00~16:00

2020年

2月7日(金)、2月21日(金)

3月6日(金)、3月27日(金)